

## 管理計画認定制度（令和4年4月スタート予定）

長期修繕計画の作成及び見直し等の部分（認定基準）の要点を抜粋

- （1）長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠され、計画の内容と修繕積立金について集会（総会と同義語）にて決議されていること。
- （2）長期修繕計画の作成または見直しが7年以内に行われていること。
- （3）計画期間が30年以上で、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれていること。
- （4）将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと。
- （5）修繕積立金の平均額（計画期間全体の総額から算定）が著しく低額でないこと。
- （6）計画期間の最終年度において、借入金の残高のない計画となっていること。



MORI マンション管理士事務所作成